

令和6年3月1日

お客さま各位

一関信用金庫

## 「夜間金庫規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和6年4月1日（月）に夜間金庫の使用料等を改定することから、下記のとおり「夜間金庫規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の主な内容

| 改定後   | 改定前  |
|---|--|
| <p><b>2. 契約期間等</b></p> <p><b>(1) 月払い契約</b><br/>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の2か月前までにお客さままたは当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</p> <p><b>(2) 預入袋単位契約</b><br/>この契約は、お客さまに貸与した預入袋を当金庫がすべて回収した時点で終了します。この場合、鍵は速やかに当金庫に返却してください。また、預入袋は、契約日から1年以内の利用とします。</p> <p><b>3. 使用料</b></p> <p><b>(1) お客さまは、別にお知らせした夜間金庫の使用料を、次のとおり当金庫に支払うものとします。</b></p> <p><b>① 月払い契約</b><br/><u>契約日の属する月の翌月から毎月20日（休日の場合は翌営業日）に、お客さまが指定した当座預金口座または普通預金口座（総合口座を含みます。）から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。</u></p> | <p><b>第2条 契約期間等</b></p> <p><b>1. 年間契約</b><br/>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の2か月前までに本人または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</p> <p><b>2. 預入袋単位契約</b><br/>この契約は、お客さまに貸与した預入袋を当金庫がすべて回収した時点で終了します。この場合、鍵は速やかに当金庫に返却してください。また、預入袋は、契約日から1年以内の利用とします。</p> <p><b>第3条 使用料</b></p> <p><b>1. 夜間金庫の使用料は、別にお知らせした夜間金庫使用料を前払いするものとします。</b></p> <p><b>2. 年間契約が継続された場合は、毎年4月20日（休日の場合は翌営業日）に本人が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。</b><br/>万一、預金残高が振替金額に満たない場合は、お客さまに連絡することなく、入金後同様の処理をいたします。<br/>なお、当初契約期間の使用料は、契約</p> |

| 改定後   | 改定前   |
|---|---|
| <p><u>万一、預金残高が振替金額に満たない場合は、お客さまに連絡することなく、入金後同様の処理をいたします。</u></p> <p><u>なお、解約の際は、解約日の属する月の使用料を支払ってください。</u></p> <p><u>② 預入袋単位契約</u></p> <p><u>貸与する預入袋の個数分に応じた使用料を、契約時に支払ってください。</u></p> <p><u>(2) 使用料は諸般の情勢により変更する場合があります。変更後の使用料は、変更日以後最初の振替日から適用します。</u></p> | <p><u>日の翌月から3月末日までの分を月割計算によりお支払いいただきます。</u></p> <p><u>3. 使用料は諸般の情勢により変更する場合があります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</u></p> |

## 2. 改定日

令和6年4月1日（月）

以上

<本件に係るお問合せ先>  
 一関信用金庫 事務部事務管理課  
 電話 0191-23-6111（代表）  
 ※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。